

富士見市重度心身障害者医療費支給に関する条例施行規則

昭和54年5月4日

規則第9号

注 平成18年3月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第1条 この規則は、富士見市重度心身障害者医療費支給に関する条例（昭和54年条例第16号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(平26規則42・一部改正)

(社会保険各法)

第2条 条例第1条に規定する規則に定める社会保険各法は、次に各号に掲げる法律とする。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

(平29規則4・一部改正)

(受給資格の登録)

第3条 条例第5条第1項に規定する規則で定める申請書は、様式第1号のとおりとする。

2 市長は、前項の申請書が提出された場合には、条例第2条第1項各号のいずれかに該当するかどうか次の各号に掲げる書類により確認するものとする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者手帳、埼玉県療育手帳制度要綱（平成14年埼玉県告示第1365号）に基づく療育手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神障害者保健福祉手帳
- (2) 前号の身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を、特別の理由により所持していない場合は、当該理由及び障害の程度を証する書類
- (3) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）及び前条に規定する社会保険各法の被保険者証、組合員証又は加入者証
- (4) その他市長が必要と認める書類

3 第1項の申請書には、条例第4条第2項の所得(1月から9月までの間に対象者となる手続が行われる場合は前々年の所得)を証明する書類を添付しなければならない。

4 市長は、前2項に掲げる書類のうち、その内容を公簿等で確認できる場合は当該書類の添付の省略を認めることができる。

5 条例第5条第2項に規定する登録を行わないときは、様式第3号の重度心身障害者医療費受給資格登録申請却下決定通知書により通知するものとする。

(平20規則42・平25規則14・平26規則42・平26規則4・一部改正)

(受給者証)

第4条 条例第6条に規定する受給者証は、様式第2号のとおりとする。ただし、条例第2条第1項第3号に規定する重度心身障害者に交付する受給者証は、様式第2号の2のとおりとする。

2 市長は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第14条の4第1項各号に掲げる医薬品（以下「新医薬品等」という。）とその有効成分、分量、用法、用量、効能及び効果が同一性を有する医薬品として、同法第14条又は第19条の2の規定による製造販売の承認（以下「承認」という。）がなされたもの（同法第14条の4第1項第2号に掲げる医薬品並びに新医薬品等に係る承認を受けている者が、当該承認に係る医薬品と有効成分、分量、用法、用量、効能及び効果が同一であって、その形状、有効成分の含量又は有効成分以外の成分若しくはその含量が異なる医薬品に係る承認を受けている場合における当該医薬品を除く。以下「後発医薬品」という。）の使用を促進するため、条例第3条第1項に規定する対象者（以下「対象者」という。）の承諾が得られた場合は、受給者証の表面に、後発医薬品を希望する旨の文言を記載するものとする。

- 3 市長は、条例第6条の規定により受給者証の交付を行わないときは、様式第10号の重度心身障害者医療費支給停止通知書（以下、「支給停止通知書」という。）によりその旨を当該申請者に通知するものとする。
- 4 受給者証を破損し、又は亡失した者は、様式第3号の重度心身障害者医療費受給者証再交付申請書を市長に提出し、再交付を受けることができる。
- 5 受給者証の更新は毎年10月1日に行うこととする。
- 6 受給者証の有効期間は、申請日又は更新日からそれ以後最初の更新日の前日又は受給資格消滅日のうち早いほうの日までとする。ただし、身体障害者手帳に再認定年月、療育手帳に次回判定年月の記載がある場合又は精神障害者保健福祉手帳の場合の有効期限は次のとおりとする。
 - (1) 身体障害者手帳に再認定年月がある場合は更新日の前日、再認定年月の末日又は受給資格消滅日のいずれか早く到達する日
 - (2) 療育手帳に次回判定年月がある場合は更新日の前日、次回判定年月の末日又は受給資格消滅日のいずれか早く到達する日
 - (3) 精神障害者保健福祉手帳の場合は更新日の前日、精神障害者保健福祉手帳の有効期限又は受給資格消滅日のいずれか早く到達する日
- 7 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に規定する日を申請日とみなす。
 - (1) 新規に身体障害者手帳（条例第2条第1項第1号に規定する重度心身障害者障害者に交付された手帳に限る。）、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳（条例第2条第1項第3号に規定する重度心身障害者に交付された手帳に限る。）の交付を受けたときは、当該身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付日の属する月の初日
 - (2) 対象者となった後15日以内（当該期間が経過するまでの間に災害その他やむを得ない理由が生じた場合には、災害その他やむを得ない理由がやんだ後15日以内）に条例第5条に規定する申請書を提出したときは、対象となった日
 - (3) 前二号に掲げるもののほか、対象者が災害その他やむを得ない理由により条例第5条に規定する申請書を提出することができなかつた場合において、災害その他やむを得ない理由がやんだ後15日以内に当該申請書を提出したときは、災害その他やむを得ない理由により当該申請をすることができなくなつた日

（平18規則12・平20規則12・平20規則37・平24規則28—2・平25規則14・平26規則42・平28規則9規則・平29規則4・一部改正）

（請求書の様式等）

第5条 条例第8条第1項に規定する請求は、様式第5号又は様式第5号の2によるものとし、医療機関等の発行する領収書を付して行うものとする。

- 2 条例第8条第2項に規定する医療機関等は、様式第6号による請求書を、市長に提出するものとする。ただし、当該支払額の審査及び当該支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金埼玉支部又は埼玉県国民健康保険団体連合会に委託している場合はこの限りでない。

（平18規則12・平24規則28—2・一部改正）

（届出事項）

第6条 条例第9条に規定する登録事項変更の届出は、様式第7号によるものとする。

- 2 条例第9条に規定する喪失の届出は、様式第8号によるものとする。

（平18規則12・一部改正）

- 3 条例第9条第2項に規定する届出は、受給者証の有効期間（第4条第3項の規定により支給停止通知書の通知を受けた者にあつては、当該通知書に記載された停止期間満了の日前1か月）以内に様式第11号の所得状況届に所得を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、市長は添付書類の内容を公簿等により確認することができるときは、当該届出及び添付書類の提出の省略を認めることができる。

（受給者証の返還）

第7条 受給者が、その資格を喪失したときは、速やかに受給者証を市長に返還しなければならない

い。

(平 18 規則 12・平 20 規則 12・一部改正)

(受給資格消滅の通知)

第 8 条 市長は、受給者が条例第 3 条の資格要件に該当しなくなったと認めるときは、重度心身障害者医療費受給資格消滅通知書(様式第 9 号)により、当該受給者であった者に通知するものとする。ただし、受給者が死亡した場合は、この限りでない。

(平 18 規則 12・追加)

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の富士見市重度心身障害者医療費支給に関する条例施行規則の制定は、昭和 54 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 58 年 3 月 29 日規則第 4 号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の富士見市重度心身障害者医療費支給に関する条例施行規則の規定は、昭和 58 年 2 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 60 年 3 月 18 日規則第 6 号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の富士見市重度心身障害者医療費支給に関する条例施行規則の規定は、昭和 60 年 1 月 1 日から適用する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に交付されている改正前の様式第 1 号による重度心身障害者医療費受給資格登録申請書、様式第 2 号による重度心身障害者医療費受給者証、様式第 3 号による重度心身障害者医療費受給者証再交付申請書、様式第 4 号、様式第 4 号の 2 又は様式第 5 号による重度心身障害者医療費請求書、様式第 6 号による重度心身障害者医療費受給資格内容等変更届、様式第 7 号による重度心身障害者医療費受給資格喪失届は、それぞれ改正後の様式第 1 号、様式第 2 号、様式第 3 号、様式第 4 号、様式第 4 号の 2、様式第 5 号、様式第 6 号及び様式第 7 号の様式によるものとみなす。

附 則(平成元年 10 月 23 日規則第 14 号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の富士見市重度心身障害者医療費支給に関する条例施行規則の規定は、昭和 62 年 10 月 1 日から適用する。

附 則(平成 5 年 11 月 29 日規則第 44 号)

この規則は、平成 5 年 11 月 29 日から施行する。

附 則(平成 6 年 10 月 1 日規則第 20 号)

この規則は、平成 6 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 9 年 8 月 29 日規則第 15 号)

1 この規則は、平成 9 年 9 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の改正規定は、平成 9 年 4 月 1 日から適用する。

2 この規則の施行の際、現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、医療機関等の確認を得たときは、これを取り繕うことにより使用することができる。

附 則(平成 10 年 6 月 25 日規則第 21 号)

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の第 3 条第 2 項第 3 号の規定は、平成 10 年 1 月 1 日から適用する。

2 この規則の施行の際、現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕うことにより使用することができる。

附 則(平成 10 年 6 月 30 日規則第 22 号)

この規則は、平成 10 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 11 年 3 月 26 日規則第 6 号)

この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 13 年 12 月 25 日規則第 26 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成14年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕うことにより使用することができる。

附 則 (平成14年3月29日規則第8号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月31日規則第12号)

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に交付されている改正前の様式第1号による重度心身障害者医療費受給資格登録申請書、様式第2号の2による重度心身障害者医療費受給証明書、様式第3号による重度心身障害者医療費受給者証再交付申請書、様式第6号による重度心身障害者医療費受給資格内容等変更届は、それぞれ改正後の様式第1号、様式第2号の2、様式第4号、様式第7号の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際、現にある改正前の様式による用紙については、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則 (平成19年3月30日規則第24号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月31日規則第12号)

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に交付されている改正前の様式第2号による重度心身障害者医療費受給者証は、改正後の様式第2号の様式によるものとみなす。

3 改正後の様式第5号の2の様式は、この規則の施行の日以後の診療に要した医療費の請求について適用し、同日前の診療に要した医療費の請求については、なお従前の例による。

附 則 (平成20年12月26日規則第37号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の富士見市重度心身障害者医療費支給に関する条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成24年9月28日規則第28—2号)

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日規則第14号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年12月26日規則第42号)

この規則は、平成27年1月1日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

(平26規則42・全改)

附 則

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

2 改正後の第4条7項第2号及び第3号の規定は平成28年4月1日以降に対象者となった者に適用し、同日前に対象者となったものについては、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年1月1日から施行する。ただし、この規則施行の際現に受給者証の交付を受けている者に対する第3条第3項、第4項、第4条第3項、第5項及び第6条第2項の規定は、平成34年10月1日から適用する。